⑷　低温気密性及び耐久性

温度零下25度以下においてガスの放出及び閉そくを7,000回繰り返した後、次の表の基準を満たすこと。

調整器の種類		気密試験圧力		基準
		高圧側	低圧側	
単段減圧式調整器		1.56メガパスカル	5.50キロパスカル	本表の調整器の種類の欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の気密試験圧力の欄に掲げる圧力を加えたとき、液化石油ガス漏れのないこと。ただし、自動切替式一体型調整器であって、入口側の圧力の下限値が0.15メガパスカルのものにあっては、一次側の低圧側及び二次側の高圧側の気密試験圧力を0.225メガパスカルとする。
自動切替式一体型調整器	一次側	1.56メガパスカル	0.15メガパスカル	
	二次側	0.15メガパスカル	5.50キロパスカル	
二段減圧式一体型調整器	一次側	1.56メガパスカル	0.15メガパスカル	
	二次側	0.15メガパスカル	5.50キロパスカル	

⑸　高温気密性

温度80度以上において960時間放置した後、⑷の表の基準に適合すること。

⑹　調整圧力及び閉そく圧力

⑶ロ及びハの基準により調整圧力及び閉そく圧力を測定し、次の表の調整器の種類の欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の調整圧力及び閉そく圧力の欄に掲げる圧力であること。

調整器の種類	調整圧力		閉そく圧力
	下限	上限	
単段減圧式調整器	2.35キロパスカル以上	3.24キロパスカル以下	3.33キロパスカル以下
自動切替式一体型調整器	2.60キロパスカル以上		
二段減圧式一体型調整器	2.60キロパスカル以上		

⑺　耐久性

入口側の圧力を0.1メガパスカルとし、２秒以上３秒以下の間空気を流入した後、２秒以上３秒以下の間空気の流入を停止する操作を180,000回（自動切替式一体型調整器の１次側については、各90,000回）繰り返した後、⑶ロ及びハ並びに⑷の表の基準に適合すること。ただし、自動切替式一体型調整器であって入口側の圧力の下限値が0.15メガパスカルのものにあっては、入口側の圧力を0.15メガパスカルとする。

⑻　耐候性

樹脂により成型された外装部品は、十分な耐候性を有すること。

		⑼　ねじ部の割れ ニップル部のねじ部は、接続状態において高温及び低温の繰り返し試験を20回行ったとき、接続部に割れ等の異常がないこと。 ⑽　耐荷重性 接続部に曲げモーメントが加えられたとき、漏れがないこと。 ⑾　耐応力腐しょく割れ 接続部に銅合金を用いたものにあっては、応力腐しょく割れがないこと。
	Ⅱ類	器具省令別表第１第８号に規定する調整器（器具省令別表第３の技術上の基準に適合するものに限る。）であること。（Ⅰ類であるものを除く。）
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース	Ⅰ類	器具省令別表第１第11号に規定する液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（器具省令別表第３の技術上の基準に適合するものに限る。）であって、以下の基準に適合するものであること。 ⑴　耐熱老化性 温度80度以上において960時間放置した後、高圧ホースの一端を固定し他端に左右90度のねじりを各１回加え、1.56メガパスカルの圧力を１分間以上加えたとき漏れがないこと。 ⑵　耐候性 日本工業規格Ｋ6347－１（2003）液化石油ガス用ゴムホース（ＬＰＧホース）－第１部：自動車、一般設備及び一般家庭用の8.5外面層の静的オゾン劣化試験に定める規格に適合する方法によりオゾン濃度を45pphm以上55pphm以下、試験温度を38度以上42度以下、試験時間を140時間、伸びを20パーセントとして試験を行ったとき、使用上支障のあるき裂等が生じないものであること。 ⑶　低温時耐久性 温度零下25度以下において、チェック弁は、0.07メガパスカル以上0.10メガパスカル以下の圧力の空気を２秒以上３秒以下の間流入した後２秒以上３秒以下の間流入を停止する操作を両端から交互に600回以上繰返した後、差圧0.07メガパスカル以下において液化石油ガス漏れがないこと。
	Ⅱ類	器具省令別表第１第11号に規定する液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（器具省令別表第３の技術上の基準に適合するものに限る。）であること。（Ⅰ類であるものを除く。）

（供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部改正）

第二条　供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「別表第三に掲げる低圧ホースの技術上の基準に適合するもの」を「別表第一第十五号に規定する液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）」に改める。

（バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正）

第三条　バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号ハ中「別表第三に掲げるガス漏れ警報器の技術上の基準に適合するもの」を「別表第一第十四号に規定する液化石油ガス用ガス漏れ警報器（器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものに限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。